



第3次枚方市男女共同参画計画改訂版

概要版

令和3（2021）年3月
枚方市

第3次枚方市男女共同参画計画改訂版 概要版

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現を目指し、枚方市男女共同参画推進条例に基づく枚方市男女共同参画計画を策定し、施策の計画的な推進を図ります。

2. 計画の位置付け

- (1) 「枚方市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- (2) 市の総合計画や他の個別計画との整合性を持たせた計画です。
- (3) 「男女共同参画社会基本法」に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村男女共同参画計画です。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に基づく、市町村基本計画（本計画の基本目標2）を含む計画です。
- (5) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく、市町村推進計画（本計画の基本目標3）を含む計画です。

3. 計画の期間

平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間とします。なお、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、令和2（2020）年度に中間見直しを行いました。

4. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、具体的な取り組みを定めた「枚方市男女共同参画計画アクションプログラム」（前期：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度／後期：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）に基づき、施策を展開します。施策の取り組み状況については、枚方市男女共同参画推進審議会で確認を行うとともに、枚方市男女共同参画推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

計画策定の背景

1. 国際社会・国・大阪府の動向

国際社会の動向

- 平成27（2015）年、国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」採択。目標のひとつが「ジェンダー平等の実現」。
- 令和元（2019）年のジェンダーギャップ指数で、日本は世界153か国中121位と過去最低となる。

国の動向

- 働き方改革や女性活躍推進など、労働分野や政治分野に係る様々な法改正が行われる。
- 平成29（2017）年、性犯罪に係る刑法の大幅な改正が行われる。
- 令和元（2019）年、DV対応部署と児童虐待対応部署との連携強化を盛り込んだDV防止法等の改正が行われる。

大阪府の動向

- 令和元（2019）年、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行。

2. 第3次枚方市男女共同参画計画（前期）における取り組みの成果と課題

基本目標	取り組みの成果	課題
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 男女共生フロア・ウィルにおける講座等の開催や啓発冊子等の発行・配布による啓発 子どもの頃からの男女共同参画推進に関する意識の醸成 性の多様性への理解促進に関する取り組み「ひらかた・にじいろ宣言」「パートナーシップ宣誓制度」「LGBT 専門電話相談」「コミュニティスペース」 	<ul style="list-style-type: none"> 根強い性別役割分担意識に対する意識改革 子どもの頃からの意識啓発に向けた、家庭や学校など、子どもの周囲の大人の意識醸成に対する継続的な取り組み 性の多様性に関する市民や事業所、教育・医療機関などに対する更なる周知・啓発
基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかた DV 相談室」を中心としたDV 被害者支援 DV等により虐待を受けた子どもたちが安心して相談できる窓口の設置 DV 被害者支援に向けた関係機関連絡会議での研修など、支援者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> DVに対する認識向上のための継続的な啓発 小・中学生に対するDV 予防教育の拡充 配偶者暴力相談支援センターを中心とした支援体制の強化 枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の周知
基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 男女がともに子育てと仕事の両立を図れるよう、保育や留守家庭児童会室などの事業を継続的に実施 男性の育児参加支援 創業支援事業、能力開発講座などを実施 ひとり親家庭自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進費給付事業などの就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等の定員拡大 男性の育児休業制度の利用促進 長時間労働の是正 ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康保持増進に向けた支援 相談や経済的負担軽減などひとり親家庭への支援 障害者や高齢者に向けた情報提供や相談体制の充実 外国人市民等に市民サービス情報を提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性のあり方が考慮された適切な医療提供への配慮 非正規雇用のひとり親家庭等への更なる支援 多様な家族形態についての理解促進と効果的な情報提供 災害など非常時における、女性や子育て家庭のニーズが反映される体制づくり
基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市役所における女性管理職割合の増加 市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等の割合の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに働きやすい職場環境の整備や、性別を問わない、職域拡大や能力開発などの推進 審議会等での女性委員 35.0%以上の参画の更なる推進

計画の体系と内容

1. 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた本計画の基本理念

すべての市民に関わる
課題としてとらえること

一人ひとりが、自ら、さま
ざまな選択ができること

あらゆる人権侵害を
許さないこと

仕事と生活の調和の
実現を図ること

基本目標

基本方向

基本目標1

人権尊重と男女共同参画への
意識改革

- (1)男女共同参画への理解促進
- (2)子どもの頃からの男女共同参画の推進
- (3)男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上
- (4)性の多様性への理解促進 new

基本目標2

男女共同参画を阻害する
暴力の根絶

- (1)男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり
- (2)暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進
- (3)被害者支援体制の充実

基本目標3

仕事と生活のあり方を
さまざまに選択できる社会づくり

- (1)子育てと介護への支援
- (2)就業、起業、再就業への支援
- (3)雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
- (4)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進

基本目標4

だれもが安心して暮らせる
まちづくり

- (1)生涯を通じたすべての人の健康保持と増進への支援
- (2)ひとり親家庭をはじめ、多様な家族に関する啓発、支援の取り組み
- (3)高齢者、障害者、外国人市民等への支援
- (4)男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

基本目標5

男女共同参画を推進する
体制の整備

- (1)政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2)男女共同参画の視点に立った施策展開
- (3)関係機関や市民団体等との連携強化
- (4)意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

2. 計画の内容

改訂のポイント

- 性の多様性への理解促進を、男女共同参画の中に位置付け
- DV 対応部署と児童虐待対応部署との連携強化、DV 相談窓口の周知の強化
- 市職員の長時間労働抑制と、育児・介護に係る休暇等について性別にかかわらず取得しやすい環境整備
- 養育費確保などひとり親家庭への支援強化、多様な家族に対する差別や偏見の解消に向けた啓発の取り組み
- 大阪府等と連携した民間事業者における女性登用の促進に向けた取り組み

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、性別^{*1}にかかわらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現とは、だれもが生きやすい社会をつくることにほかなりません。

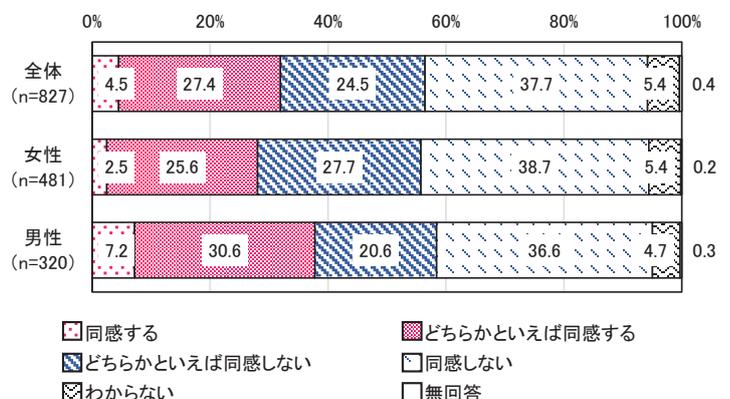
性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。また、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、柔軟な感性を持つ子どもの頃から、発達段階に応じて進めるとともに、情報に対する判断力と発信力を養うメディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

性的マイノリティの人権尊重と性の多様性への理解促進は、性別にかかわらずすべての人がその人らしく生きられる男女共同参画社会の実現にもつながることを踏まえて、性的マイノリティ支援を推進します。

基本 方向

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上
- (4) 性の多様性への理解促進 **new**

- 「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担の考えについて



令和元(2019)年男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果より作成

*1 本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

基本目標 2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

男女共同参画社会の実現を阻むあらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めることを目指し、様々な機会をとらえて防止啓発やDV防止法をはじめとする関係法令の周知徹底に努め、暴力を容認しない社会づくりを進めます。

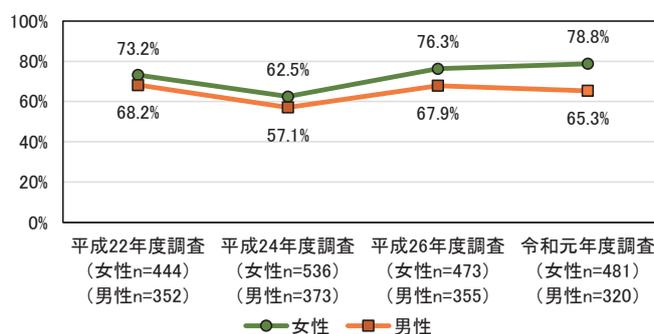
また、次の時代を担う子どもたちに対して、男女が対等であるという意識形成や、自分も他者も大切に、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むために、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。

さらに、DV被害者支援体制の充実に向けて関係機関のネットワークの構築を推進し、被害者の置かれた状況に応じて、相談から緊急対応、法的手続きの支援、自立支援まで、途切れのない被害者支援体制の充実を図ります。また、被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくためにも、様々な機会をとらえて、相談窓口の周知を進めます。

基本方向

- (1) 男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり
- (2) 暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進
- (3) 被害者支援体制の充実

- 「どんな理由があろうと暴力をふるう人が悪い」と考える人の割合



男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果より作成

基本目標 3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

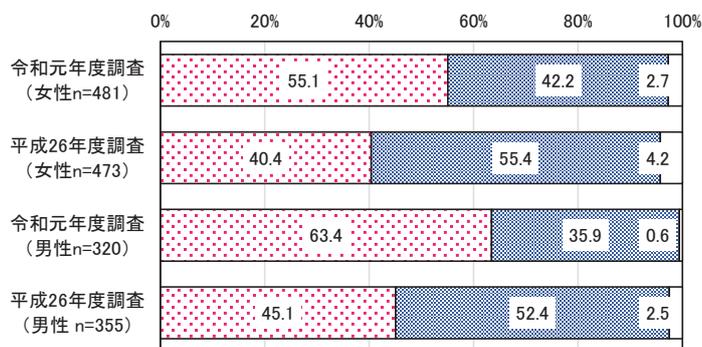
男女がともに働き続け、安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、地域社会にも参加しながら主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援やワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。

また、女性が自らの意志によって職業生活を営めるよう、就業支援や柔軟な働き方の実現と雇用創出につながる起業に向けた相談体制の整備、情報提供などの支援に取り組みます。さらに女性の尊厳を傷つけたり、就業を断念させるような「マタニティハラスメント」など、あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発や非正規労働者の処遇改善、労働条件の整備促進などに取り組みます。

基本方向

- (1) 子育てと介護への支援
- (2) 就業、起業、再就業への支援
- (3) 雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保
- (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解の促進

- 法律等の認知度「ワーク・ライフ・バランス」



■ 見た/聞いたことがある ■ 知らない □ 無回答

男女共同参画に関する市民アンケート調査の結果より作成

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

だれもが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援するとともに、自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう、施策を進めます。

ひとり親家庭等への支援に取り組み、生活の安定と向上、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、個人の自由な選択や多様な家族形態が尊重され安心して暮らせる社会づくりをめざします。また、ひとり親家庭をはじめとする多様な家族に対するあらゆる差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組みます。

高齢者、障害者、外国人市民等様々な状況に置かれている人々が安心して暮らせる地域社会づくりを進めるとともに、それらの中で、女性においては、さらに固定的な性別役割分担などによって、複合的に困難な状況におかれやすい傾向にあることに配慮して施策を進めます。

また、女性と男性では災害から受ける影響が違うことから、防災分野での女性の参画を推進し、多様なニーズや意見に配慮した防災体制の確立と地域防災力の強化に向けた施策を進めます。

基本方向

- (1) 生涯を通じたすべての人の健康保持と増進への支援
- (2) ひとり親家庭をはじめ、多様な家族に関する啓発、支援の取り組み
- (3) 高齢者、障害者、外国人市民等への支援
- (4) 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

● 枚方市防災会議の委員に占める女性の割合



第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況より作成

基本目標 5 男女共同参画を推進する体制の整備

だれもが住みやすいまちづくりを進めるためには、男女が共に固定的な性別役割分担にとらわれることなく参画することが求められます。

政策及び方針決定過程での女性の参画を推進するため、市の審議会等の委員や管理職への女性参画の拡大と人材育成に取り組みます。

また、本計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進し、実施するにあたっては、男女共同参画の視点に立ち、性別による不公平が生じないよう留意するとともに、国、大阪府、教育に関わる者、事業者、NPO、市民団体、市民と相互に連携を図り、協力し合いながら進めます。

男女共同参画に関わる施策への意見等の申出、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度の周知を図り、関係機関と連携の上、体制の充実に取り組みます。

基本方向

- (1) 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った施策展開
- (3) 関係機関や市民団体等との連携強化
- (4) 意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

● 審議会への女性委員登用率 市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等の割合



第3次枚方市男女共同参画計画アクションプログラム進捗状況より作成

3. 第3次枚方市男女共同参画計画改訂版指標（一部）

基本目標	指標の説明	策定時の値 (令和元(2019) 年度)	目指す 方向
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 社会全体で男女が平等であると思う人の割合	女性 9.6% 男性 23.4%	増加
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 66.4% 男性 57.2%	増加
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	女性 38.2% 男性 28.8%	増加
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	女性 61.5% 男性 69.1%	増加
2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	女性 19.5% 男性 11.6%	減少
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	女性 11.6% 男性 20.0%	減少
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	女性 74.8% 男性 65.9%	増加
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合 別居中の配偶者、元配偶者（離別、死別した相手）も含む	●身体的暴力 女性 9.6% 男性 11.7% ●精神的暴力 女性 19.2% 男性 17.5% ●性的暴力 女性 11.5% 男性 2.9%	減少
3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり	◆市民意識調査 枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	44.5%	増加
	国の定義による保育所等の利用待機児童数（4月1日現在）	0人	減少
	留守家庭児童会入室の待機児童数（前年度1月末現在）	3人	減少
	特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	86施設	増加
	育児に伴う休暇・休業を1年以上取得した男性職員の割合（市役所）	47.5%	増加
4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	◆市民意識調査 枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	38.5%	増加
	乳がん、子宮頸がん検診受診率 乳がん検診対象者：40歳以上の女性（2年に1回の受診） 子宮頸がん検診対象者：20歳以上の女性	●乳がん 13.7% ●子宮頸がん 17.0%	増加
	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数（累計）	71人	増加
	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	15.0%	増加
5 男女共同参画を推進する体制の整備	市役所における女性管理職／全管理職（4月1日現在）	26.0%	増加
	市役所における女性委員比率が35.0%を達成している審議会等／全審議会等	55.2%	増加

※全ての指標は、「第3次枚方市男女共同参画計画 改訂版」本編でご覧いただけます。

枚方市 市長公室人権政策室
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
電話 072-841-1424/ファクス 072-841-1700
E-mail jinken@city.hirakata.osaka.jp

